Rule 71 EPC に規定の特許付与手続に係るルール改正が施行される

2012年02月06日

特許業務法人 **HARAKENZO**WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称:特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

Rule 71(3) EPC によれば、EPO は、特許付与する旨の Communication を発行し、特許付与する テキスト (発明の内容) に同意するか否かを出願人に問いあわせてきます。審査官の提示したテキストに対して出願人が同意できない場合、反論/補正の機会が出願人に付与されます。

出願人が、上記テキストに同意する場合、所要の手数料の所定期間内(Rule 71(3) の Communication の発行から4ヶ月以内で、期限延長不可。)の納付、手続言語以外の他の二つの公用 言語に翻訳されたクレームの提出が必要となります。上記手数料の納付およびクレームの翻訳文が上 記所定期間内に提出されなかった場合、出願は取下げられたものとみなされます。

出願人は、上記テキストに同意しない場合、全補正クレームの公用語への翻訳文を準備して EPO にファイルする必要があります。ただし、EPO が補正クレームに同意しない場合もあり、この場合、ファイルした上記補正クレームの翻訳は無駄になります。

この点に関し、EPO の Adminstrative Council は、2010 年 10 月 26 日に、Rule 71 EPC を一部 改正 (Rule 71(3)~(7) EPC) すると共に Rule 71a EPC を新たに導入する旨の決定*1を行いました。 このたび、2012 年 1 月 31 日付の EPO の Notice ("Notice from the European Patent Office dated 13 December 2011 concerning amended Rule 71 and new Rule 71a EPC" *2) により、上記改正は予定 どおりに 2012 年 4 月 1 日に施行されます。です。また、改正ルールは、2012 年 4 月 1 日前に現行 の Rule 71(3) EPCに係る Communication が発行されていない EP特許出願に対して適用されます。

【全4頁】

_

 $[\]textbf{*}1 \quad LINK: \\ \underline{\text{http://www.epo.org/patents/law/legal-texts/journal/decisions/archive/20101108a.html?update=law.}$

 $[\]textcolor{red}{^{*2}} \text{ LINK: http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/information-epo/archive/20120131.html}$

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、 下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。 ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍) 外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)

TEL : 06-6351-4384 (代表)

E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.